

令和5年度埼玉県高等学校総合文化祭事業実施委託要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、埼玉県高等学校総合文化祭を効率的に運営するため、事業の実施を委託することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(委託対象事業)

第2条 委託対象事業（以下「事業」という。）は、埼玉県高等学校総合文化祭に係る次のものとする。

1 埼玉県高等学校総合文化祭開催に係る運営事務

2 部門別事業

- (1) 埼玉県高等学校総合文化祭・開会式
- (2) 埼玉県高等学校総合文化祭・音楽祭
- (3) 埼玉県高等学校総合文化祭・演劇祭
- (4) 埼玉県高等学校総合文化祭・邦楽祭
- (5) 埼玉県高等学校総合文化祭・美術展
- (6) 埼玉県高等学校総合文化祭・書道展
- (7) 埼玉県高等学校総合文化祭・写真展
- (8) 埼玉県高等学校総合文化祭・マーチングバンド・バトントワリング大会
- (9) 埼玉県高等学校総合文化祭・放送コンクール
- (10) 埼玉県高等学校総合文化祭・かるた大会
- (11) 埼玉県高等学校総合文化祭・将棋大会
- (12) 埼玉県高等学校総合文化祭・囲碁大会
- (13) 埼玉県高等学校総合文化祭・新聞コンクール
- (14) 埼玉県高等学校総合文化祭・アマチュア無線コンテスト
- (15) 埼玉県高等学校総合文化祭・文芸コンクール
- (16) 埼玉県高等学校総合文化祭・全国高総文祭器楽・管弦楽代表選考会
- (17) 埼玉県高等学校総合文化祭・郷土芸能祭
- (18) 埼玉県高等学校総合文化祭・全国高総文祭自然科学部門推薦校選考会

(委託経費)

第3条 この事業の委託に係る経費は、事業の実施に要する賃金、報償費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料とする。

(契約内容の変更)

第4条 契約締結後、経費の配分又は事業の内容を変更する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、委託の目的を損なわない程度の軽易な経費配分及び内容の変更については、知事の承認を要しないものとする。

(状況報告)

第5条 知事は、事業の遂行状況について報告を求めることができるものとする。

(実績報告)

第6条 受託者は、事業が完了した日から起算して10日を経過した日、又は事業が完了した日の属する県の会計年度が終了する日のいずれか早い日までに事業報告書（様式3-1～3-3）を提出しなければならない。

(書類の整備)

第7条 受託者は、事業に係る収入支出等の帳簿及び当該収入支出等の証拠書類を備えなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び書類は、事業が完了する会計年度の翌年から5年間保存するものとする。